

第22回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年11月6日(木) 午前10時01分
出席議員	委員長: 武道 修司 副委員長: 宗 裕 委員: 工藤 久司 委員: 池亀 豊 委員: 吉元 健人
欠席議員	委員: 田原 宗憲
事務局職員	局長: 桑野 智 係長: 瀬戸 美里

午前10時01分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第22回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の協議事項は、主に今後のスケジュールについてです。それと、先日、信栄ソリューションさんと、太新工業の秋吉さん、それと住民生活課の内山課長補佐、それと柴田係員のほうから書面による回答が来ていますので、お配りしていますので、この内容についても協議をしたいと思います。

今日はできれば1時間程度、なるべく早めに終わりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それではまず最初に、今後のスケジュールについてということでいきたいと思います。それで、私からの提案です。11月の20日前後ぐらいをめどに、ある程度調査を終わって、まとめに入りたいというふうに思っています。最後の証人喚問はやはり、ある程度まとめた段階の内容も含めて、町長、副町長、場合によってはもう町長のみか、その部分を今日皆さんと協議をしたいなということで思っています。

それとその前に、先日、下田課長補佐のほうから開封作業について、1人で開けて後で見てもらうとか、同じ部屋の中にいるから同時に一緒にやったとか、役場全体的にそのような作業をしているというふうな回答もありましたので、まず認識として、役場全体が本当にそうなのかどうなのかという確認をする必要があります。これは随意契約に係る一番重要な部分というか、見積り開封というのは一番大切な部分でもあるので、その確認をする意味で、企画財政課長、前企画財政課長、それと、そういうふうな対応をした場合の職員に対しての対処というか、それも含めると総務課長、その3名を証人喚問ということではなくて、ばらばらで呼んでも意味がないので、3人を同時に説明員という形で呼びたいなというふうに思いますが、今の2点、最終的に町長1人なのか、副町長を含めての証人喚問を行うのか。あとその3人の説明員での意見を聞くというところで行いたいと思いますが、まずその部分に対して、皆さんの御意見をお願いしたいというふうに思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 質問ですが、契約に關係する3課長を呼ぶのは、委員長はいつ頃と考えていますか。

○委員長（武道 修司君） そのスケジュールも、今日、皆さんと協議したいなというふうに思っています。最終的に20日前後に、ある程度の調査を終えようとすれば、その3人を来週の早めに呼ばないといけないんですけども、今日、既に木曜日ですから、来週、早く火曜、水曜のところかなと。あとは町長を呼ぶとなれば、その週の終わりか、翌週の頭。翌週の頭ぐらいかなというふうには思っているんですけど、20日前ぐらいにできればなというふうに思っています

が。ちょっとイメージはそんな感じです。いいですか。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） そうしたら町長だけでいいですか。それとも、町長、副町長2人とも呼んだほうがいいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 結構、契約の中身とか、この間、31日に繁永さんに聞いていた契約の内容とかは、多分、町長も分かるのか、分かんないのか、分かんないんですけど、ほとんど副町長とやっていたような会話もあるので、副町長を呼んだほうが僕はいいと思うんですけど。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員、何か。副町長まで呼んだほうが……。どうがいいか。

○委員（14番 池亀 豊君） ちょっと判断が……。

○委員長（武道 修司君） 分からないか。

○委員（14番 池亀 豊君） はい。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 最終的な証人喚問ということだと思うんですけども、町長、副町長、両方呼んだほうがいいのかなとは思うのですが、喚問する内容を、しっかりとどういうことを聞くのかということを両名なら両名に伝えないと、前回みたいに、副町長が、結構、もうルールもへったくれもないような感じになるので、その辺りの整理というのをちゃんとして、何をしっかりと聞いてということをうちの委員会として両名にしっかりと通知をしていただきたいというのと、内容的なものは、委員長、どういうものを想定して……。両名の証人喚問の内容はどんなものを想像というか、どんなものを今するべきだと思っているのか。これは皆さんも意見があると思うんですが。

○委員長（武道 修司君） 今、この町長、副町長に関しては、証人喚問がいいのか、説明員というか、どちらかというと、この証人喚問というのは意見を聞く場じゃないんです。最終的に、このような事務処理があったという事実の確認を、やはりしないといけないのかなと。まず、日にちが違う。後から2者の見積りを出す。またその後に追加工事を出す。それと、実際、はるか前に日にちが過ぎているのを後から処理をする。また、今日出てきていますけれども、レバーに関しては年度をまたがってというふうな状況も起きています。そのような処理に対してどう対処するのかという部分を、町長、副町長には聞かないといけないんじゃないかなと思うんです。その対応も聞かないで、この会を終わらせるわけにはいかないかなと。ただ、その部分を確認するのに、証人喚問がいいのか、そうじゃないのがいいのかというのは、私もそこは気持ち的にどっちがいいのかなというので判断を悩んでいるところです。

3人の課長は、同時に呼びますので、言い方はあれだけれども、証人喚問でばらばらで呼んでも、本当に意味がないので、3人同時にというのとすれば説明員という形がいいかなというふうに、そこはそういうふうに思っています。ただ、町長、副町長に関しては、偽証罪の適用という必要性もない中身になってくるので、どうなのかなという部分で。ただ、最終確認をしないといけないということだけは確かかなと思っています。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） そうですね。恐らく、町長も副町長も印鑑はついていますけれども、その内容については知らなかつたという回答だと思うんです。ただ、やはり印鑑をついた以上の責任もあるしというところの確認は、やはりしなければいけないのかなとは思います。

あと、3名、説明員で呼ぶ企画財政の前課長、また今の課長と総務課長に関しては、この確認ということを説明員で呼ぶという形の想定でしょうか。

○委員長（武道 修司君） そうです。事務処理の確認もしますけど、この前は印鑑を代わりに押している。早く言えば、当初、印鑑は全て私は押していません。竹本さんが押しましたというふうに下田さんは言われていたんですけど、前回確認したら、書類を全部見てもらって、確認をして、自分が印鑑を押しましたという発言に変わっているわけです。早く言えば、代わりに印鑑を押したという事実は、本人も認めましたので、あると。クローラの関係についても日にちが違っていた。実際、焼却場に関しては、14件の日にちが違うというものを出してきているという部分は、これはどう対応するのか。まして、開封作業がどうなのかなという部分もありますので、そこは行政というか、やり方として、そこの課長に確認をして、役場全体がという話も、この前は出ていたので、それは確認しておかないと怖いかなという。もし、これが本当に役場全体で、もし課長がそういうふうに答えるれば、即対応を考えてもらわないと。そんなやり方を今でもやっていると言つたら、大変なことになると思って、やらないといけないかなという部分です。内容的にはそういうふうな感じになるかと思います。

○委員（5番 工藤 久司君） 本当に、もう先ほど委員長が言ったように20日頃をめどにまとめに入りたいということであれば、今まで調査してきた内容の確認ということで、町長、副町長もしかり、説明員もしかりで、この間も下田補佐が、質問するたびにぶれたりとかというのをずっと続けていても、もう我々が持っている資料と明らかに違うというのは確認できていますので、その辺りというのは、恐らく3課長も知らなかつたのか、そういうやり方をしようとしたのかというのが、どういう回答になるか分かりませんが、今までやってきたのであれば、それは改善せないかんということくらいの確認で、その辺りは中身の問題なので。そこはその程度と言つたらあれでしうが、確認ぐらいの形でやっていただきたいなと思いますし、町長、副町長に関してはそんな感じがします。言えば言うほど、ちぐはぐになつたりとかするんですけど、我々のまとめの9月に出した中間報告もそうですけど、我々はこういう形で疑義を持っているという報告書をち

ちゃんと出しているので、そこの確認を再度して、最終報告という形になるのかなという、そんなイメージがあるので、ちょっとその辺の確認でした。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 今、お話したように、まず説明員で3人の課長。町長、副町長に関しては、証人喚問というやり方がいいのか、それとも参考人という格好でいくのがいいのかというふうに、ちょっとと思っているんです。どちらかといえば、参考人というのは意見を求めることが多い形になるので、参考人招致で呼んだらどうかなというふうに思うんですけど。一般的に言う参考人と、ちょっとどうなのかなという、言葉の問題ですけど、証人喚問というと、ちょっとどうなのかなという部分もあるし、説明員というのは、またちょっとおかしな話になるので、参考人という格好でできるのであれば、そういうふうな格好の言葉が何かでいくほうがやりやすいのかなという。そうしないと、また町長も意見を求める場じゃないとか何とかって、また言うやろうから。副町長も。だから、そこら辺のところ、目的は、何というか、かみ合わない議論をするためにやるんじゃないから、これから先、いかによくしていくかという議論をするためにやらないと意味がないんで、そういうふうな形の言葉でいけるのであれば、そういうような言葉でしたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。よろしいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 少し全然違った意見になって申し訳ないんですけども、今の委員長の方針だと、ほぼ現状の状態で幕引きというふうに聞こえるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

というのが、そろそろ最終報告書に委員会としてどういう結論を書くのか。委員会の判断を。はっきり言って、委員会としての判断を委員が本音で話すべき時期に来ていると思うんです。私、前回の証人喚問、特に下田課長補佐の証人喚問で、委員長のお気持ちちはできるだけ下田さんの責任が問われないような方向性で質問していたのは、委員長の気持ちとしては十分理解できたんですが、私、下田さんに関しては、やはり刑事告発も含めて厳しい責任を問うしかないと思っています。そもそも虚偽の契約内容で書類を作成しているんですから、そのことに関する言及は前回はなかったじゃないですか。もうこれは議事録に残るところで言っていますけれども、下田さんは助けようがないんですよ。いつ工事をしたかという問題もありますが、それに関しては下田さんは最終的には曖昧な答えで、自分はよく分からない、記憶がないという答えに最後はいきましたから、いつ工事をしたかということに関しては、記憶がないんですねということならば責任を問えないかもしれませんけれども、契約書の内容に関しては、行っていない工事の内容になっているじゃないですか。我々が把握している資料、また現場の証人の答えからいうと、半日程度、その場で直っているのは明らかなのに、受注者であるエス・ティ・産業の繁永さんは、数日間かかって、工場に持ち帰って、架台の加工をしたという、私は虚偽だと思いますけど、虚偽の発言をしているわけです。これに関しては偽証罪で告発という結論を出すべきだと思っていますし、

少なくともその点に関しては、架空の契約内容、架空請求という判断すべきだと思っていますから、それに関しては下田さんの責任は厳しく問うしかないので、助けようがないと思っているんです。

前回、質問はそこまで行かなかったんですけど、ちょっとスケジュール的に厳しいんですけど、もう一回でもそこを呼んで、下田さんが正直に、繁永さんの言いなりになって架空の内容で書類を作ったと言ってくれれば、それを情状酌量として書き込むべきですけど、今までいえば、繁永さんと共謀して役場から架空の請求でお金を引き出したという結論を書くしかないと思っているんですけど、ちょっとそこは、もうそろそろみんなで覚悟を決めて話さないと。

私は、もう一般質問で取り上げて、百条委員会が立ち上がったときから、これ、厳しくて私も悩みましたよ。だって下田さん1人が悪いとはとても思えない。だけど、実行した担当者の責任を厳しく問う。そこまでしか我々はできないでしょう。本当はそうじゃない。組織的な問題は大きいんですけど。

余談ですけど、見積書もめちゃくちゃおかしいのは明らかです。ただ、それを呼んだところで、不正をやっていますって正直に答えてくれるのは下田さんだけですよ。ほかの人は知っていてもそんなことは絶対ありませんって言い張って、それでおしまいです。下田さんは正直に答えてくれたんです。また、取替えされましたけど、下田さんが証人として、ほかでもやっていますって証言、多分事実ですよ。ただ、その裏づけは取れないです。だから、それも我々が限界があるわけで。警察の捜査機関ではないですから。だけど、そういう証言が出てきた以上は、下田さんの責任は悪いけど厳しく追及するしかないし、それを手加減できないでしょう。ほかの人間は、はっきり言って誤魔化して、言い逃れて、逃げ切っているんでしょうけど。でも、逃げ切った人間は我々が追及できなくとも、そこどうですか。

○委員長（武道 修司君） すみません、それはまた後の議題で話したいなと思っているんです。

○副委員長（宗 裕君） ただ、これを前提にスケジュールを考えると、私、20日が遅れてもやむを得ないと思います。

○委員長（武道 修司君） それで、まず課長3人と町長、副町長のところだけです。それから別に証人喚問を呼ぶのか、ほかにどうするのかというところは、今から協議したいので、順番に話を進めていきたいんですけど。

取りあえず、まず課長を説明員で呼ぶということと、町長、副町長は場合によっては参考人で呼ぶということに関しては、大体皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですかね。では、その方向で進めていきたいと思います。

あと、今、宗委員からもありましたけど、ほかに証人喚問等、説明員でも含めて、呼ばないといけないという方がおられるのであれば、その御意見をいただきたいなというふうに思います。

吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 昨日、今日と、僕、音声だけ持って帰って、多分10時間以上聞いたんですけど、今、宗さんが言われているのもすごく分かります。僕もその思いでした。

下田さんにも、江本さんにも、江本さんは説明員から証人喚問、下田さんは説明員、証人喚問、証人喚問、繁永さんは証人喚問2回。ふと気づいて、1回目と2回目と、僕、いろいろ聞き直したので10時間くらいかかったんですけども、既に、ちぐはぐというか、勝手に自分で偽証罪をつくっているような内容になっているので、もうこれ以上しても、僕は逆にしようがないのかなと思うんですよ。3回目をしても。繁永さんに対しても。聞けていない部分はいっぱいあります。でも聞けていなくても、今回、最終報告は、ある程度、断定するところまでしなきやいけないと思うので。断定要素には十分できるような証言等もあるので、逆に、もうある程度は……。僕は宗さんの意見でした。今日の朝までそうでした。ただ、昨日、夜中の4時くらいまで音声を聞いていて、多分、僕らが望んでいるような、宗さんの言われた、今さっきの結末まで持っていければベストなんんですけど、よりわけの分からぬごちゃごちゃにもなる可能性も正直あるなとは思っています。日にちもないので、多分、今週に証人喚問をするなら、ある程度の日にちを決めて、大体10日くらいでどうから、ぎりぎりだと思うんですよね。その中で、僕は題材としてはしなくとも資料的には用意できるのかなと思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほども言いましたが、本当に証言と持っている資料の整合性がないというのは、明らかにたくさんあるので、確認してもこれ以上は仕方ないのかなと私も思います。ですから、そこを先ほど委員長のほうから、最低、町長、副町長にこういうことを知っていたのか、これはどうなのかということの確認はるべきかなと思うのですが、もうそれを受けたところで、先ほど宗委員も言っていましたが、最終的な結論を出して、委員会としてどうなのかというののははっきりとさせたいなと私も思っています。

職員としてそういう事務処理をしたという責任は、やはり非常に重いので、そこは下田補佐にしても、そこまでしたくないというのが本音ですが、やはりその責任はきちんと職員として取らなければいけないのが立場だと思うので、その辺りはどういう形の処分になるのか分かりませんが、きちんとすべきだなと思います。そうしないと、またこれがずっと続くのかなというような感じもしますので、その辺りは、もう証人喚問はいいのかなと思います。確認でいいのかなという気はしています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私も、別にもう一回証人を呼ばなければいけないと考えているわけではありません。委員会として、そろそろ結論を出すべき時期に来ているのではないかという問題提起をしただけで、今ある材料で委員会として判断できるのであれば、証人喚問は必要ないと思っています。

○委員長（武道 修司君） それでは、まず証人喚問というよりも、先ほど言ったように、課長と町長、副町長で今後進めていくという方向でいきたいと思います。

先ほどからありますように、最終的なまとめの部分です。これも最終報告書に書かないといけない部分で、一番重要な部分で、偽証罪の問題です。偽証罪の問題を、どうこの委員会として対処するかということで、3人の課長を呼んだときに、事務処理に関して、行政全般的にそのような考え方でやっていたということであれば、ちょっと考え方も変わってくるのかなという部分もありますので、まず、その3人の課長の意見を聞いて、それが終わった後に、偽証罪の重要な部分の協議をしたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 時期に関しては、私、まだ判断がつかないんですけど、今の委員長の方向性はおおむね賛成で、であれば、私、証人じやなくて説明員で十分だと思うんですけど。課長3人。

○委員長（武道 修司君） 課長3人は説明員ですよ。証人喚問じゃないです。また同時に呼ぶの で。

○副委員長（宗 裕君） これは証人というのは一切ないんですか。

○委員長（武道 修司君） ないです。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。すみません、私のほうから。

○委員長（武道 修司君） その日に聞いて、偽証罪の一番重要な部分、まとめの中に書かないといけない部分をどうするのかというのを皆さんで協議をしたいと思います。

実際のところ、内山課長さんにとっても、後から処理をしましたということはしっかりと発言をしている部分もあるし、偽証をしたかどうかという部分は、ちょっと微妙なところはあるのかなと。下田課長補佐も、先日、日にちが確実に違うということで、10月の11日に修理は終わっていますということで、訂正をしたという部分もあるので、その部分を踏まえて、どこまでを偽証罪ですか。繁永さんの発言も含めて、古市課長補佐の発言も、ただ単に認識不足だったのか、偽証する意図があったのかという部分も含めて、協議を皆さんとして煮詰めていきたいと思います。

偽証罪なので、我々も簡単に答えを出すわけにはいかないなど。しっかりとここは皆さんと協議をして決めたいというふうに思いますので、取りあえず、今日はその部分の協議をするという前提で、次の会議までに、皆さんの意見をある程度まとめておいてください。その上で、次回の会

議のときにその話をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

スケジュールに関しては、調整も必要になってきますので、来週の11日が北海道からの視察があつて、12日が図書館の内覧会があります。午前中は内覧会があるんですけど、11月12日の午後からとかは御都合どうですか。厳しいか。11月12日。

○副委員長（宗 裕君） 水曜日ですか。

○委員長（武道 修司君） はい。それか、もう11日の午後。北海道は午前中よね。

○副委員長（宗 裕君） これは3課長のか。

○委員長（武道 修司君） 3課長です。

○副委員長（宗 裕君） 3課長にはもう……。

○委員長（武道 修司君） まだ確認していません。だから、もうこちらのほうで、日にちをある程度決めて、向こうに確認しないといけないので。

先ほどもちょっとお話ししたように、今度は証人喚問ではありませんので、もう向こうの都合がよければ大丈夫かなというふうに思うんですけど、どうなんかね。企画財政課長と総務課長と元島課長ですね。皆さんどうですか。11日の午後は空いてますか。

○副委員長（宗 裕君） 私は大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） 皆さんいいですか。12日は厳しいか。もう11日で調整するしかないかな。11日の午後で。1時間か2時間までにはならんと思うけど。（発言する者あり）都合がつかんで2時からいうんやつたら、もうそれでも。4時からというのはちょっとどうかな。2時から始まって、長くて4時に終わるぐらいの感覚。（発言する者あり）困ったな。（発言する者あり）もうそれはしょうがないわ。それを言いよつたらもうできんわ。（発言する者あり）町長と副町長に関しては、課長の終わった後になるので、その翌週の17日やつたかね。（発言する者あり）そうですね。19日、20日が、私たちが今度は東京なんよね。基地対で。18日までに終わらないといけない。吉元委員、行かないか。（発言する者あり）私のイメージは18日やつたんです。それか最悪21日。それでまとめに入つて、12月の冒頭で最終報告をしたいなと。最終報告書の作成をすぐに取りかかりますので、その前の週の27日か28日に皆さんに見ていただいて、委員会を開いて最終決定をしたいなというふうに思っています。

今、スケジュール表を持ってきていますので、一旦、暫時休憩といたします。資料が来次第、開会いたします。

午前10時34分休憩

午前10時36分再開

○委員長（武道 修司君） 局長が帰ってきましたんで、休憩前に引き続き会議を再開をいたしま

す。

局長、ちょっとスケジュールを教えてください。

○事務局長（桑野 智君） 町長が、20日前ぐらいですね、17の週が金曜まで全くいないんですね。

○委員長（武道 修司君） 全くいない。

○事務局長（桑野 智君） はい。（「そんならば21」と呼ぶ者あり）21も上京だ。この週は17から21が。

○委員長（武道 修司君） 全くいない。

○事務局長（桑野 智君） はい。

○委員長（武道 修司君） その前は。

○事務局長（桑野 智君） その前は11から14が不在です。

○委員長（武道 修司君） その翌週は。

○事務局長（桑野 智君） 翌週は、24は今のところ。（「祝日でしょう」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。25は午後予定が入っているけど、11時と2時ですか、予定は入っているけど役場にはいらっしゃいます。

○委員長（武道 修司君） 何の予定が入っているんですか。

○事務局長（桑野 智君） 1人が、11時がお客様で、2時からが広域圏議会定例会、豊前市。2時から。25の朝。

○委員長（武道 修司君） 26は。

○事務局長（桑野 智君） 26は10時から人権啓発があって、あとはちょっと欠席になつてゐるみたいなんで、この日はある程度おるかもしれないです。

○委員長（武道 修司君） 議運はいつやつたかな。

○事務局長（桑野 智君） 27ですかね。

○委員長（武道 修司君） 議員は27。議会運営委員会。

○事務局長（桑野 智君） 27だったと思います。

○委員長（武道 修司君） 議運は27。27はおってでしょう。

○事務局長（桑野 智君） そうですね。ただ、昼からはちょっと会議が入っているんで、その前か。

○委員長（武道 修司君） 25日が昼から広域圏だよね。2時から。

○事務局長（桑野 智君） はい。午前とかで。

○委員長（武道 修司君） その前の日は全くいないということね。

○事務局長（桑野 智君） そこまでは多分、日程が多分とれないと思うんですね。11からは

ちょっと、21までは不在が続くので、25が最短だと思う。

○委員長（武道 修司君） 25日はお客さんは何時からやったかね。

○事務局長（桑野 智君） お客さんは11時。9時半とか……。（「もう、そこしかないやない」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） そこしかないね。だから、町長は25日の9時半で調整をしてもらいましょう。

○事務局長（桑野 智君） 副町長もですか。

○委員長（武道 修司君） 副町長はその前の週でいいんじゃない。

○事務局長（桑野 智君） ああ、そういうことですか。もう別でですね。

○委員長（武道 修司君） 別。一緒にできんやろう。議会のほうが19、20が自治体で東京に行くんで。18やったかな。

○事務局長（桑野 智君） ちょっと副町長の出勤されたときですぐあれしましょうか。調整か。

○委員長（武道 修司君） 一応、18日。

○事務局長（桑野 智君） 18日。

○委員長（武道 修司君） の午前10時で、ちょっと一応、副町長に聞いてください。

○事務局長（桑野 智君） 18日の、すみません。午前。

○委員長（武道 修司君） 午前10時から、これ副町長。（「ごめんなさい。これもう決定」と呼ぶ者あり）いやいや、向こうの。

○事務局長（桑野 智君） ちょっと副町長に確認します。

○委員長（武道 修司君） 一応、だけん、18日の10時で皆さん、予定はどうでしょうか。

（「18日の10時は」と呼ぶ者あり）副町長。（「副町長だけですか」と呼ぶ者あり）はい。

25日の9時半が町長。（「25日の9時半」と呼ぶ者あり）はい。11時からお客さんというので、多分1時間程度で終われるんじゃないかなと思うんですけど、もし延びたりするとちょっと迷惑かかるんで、9時半で。

3人の課長が11日やったよね。11日のできれば午後1時に、13時からお願いができる。よろしいですか。なら、スケジュールに関してはそのような形でいきたいと思います。

11日の3人の課長の話を聞いて、そこから偽証罪の関係の話と、場合によっては18日の副町長の話を聞いて、偽証罪のまとめをしたいと思います。25日の町長の話の前から、私は最終報告書を作成に入りますんで、25日の町長の話の日は、午後から私も広域圏がありますんで、その日が時間が11時から、できれば1時間程度で最終報告書の、皆さんの意見の収集もしたいなというふうに思います。

その週の私が最終報告書を作つて出来上がった段階で、また招集をかけて最終決定、最終報告

書の最終決定をしたいと思います。そのときに偽証罪も最終決定をするということで、スケジュール的には流れていきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もう一遍、念のため、3つのスケジュール、整理して言ってもらえますか。

○委員長（武道 修司君） 課長から。課長のほうが11日の13時予定です。もし3人の課長の都合が悪ければ、また日にちが変わる可能性がありますんで、また調整をします。

副町長は18日の10時で調整をお願いしようと思っています。これもまだ、副町長も今入院中ですので確認が取れません。町長は25日の9時半しか空いてないんで、そこで入れていただくしかないかなというふうに思っていますんで、その方向で事務局のほうに進めていってもらおうと思います。

課長は、説明員で3人同時に来ていただきます。町長、副町長に関しては参考人という形が取れれば、そのような形で進めていきたいなというふうに思います。今後、証人喚問の今予定はなしということで進めていきます。よろしいでしょうか。（「ありがとうございます。（聴取不能）」と呼ぶ者あり）それに付随をして、11の日に偽証罪の、課長の話の終わった後に偽証罪の詰めの話をします。偽証罪の詰めの最終的に決定をというか、18日の日ぐらいまでにはある程度確定をしていきたいなと。最終決定は25日の終わった後に、まず最終報告書の確認。その週の27日ぐらいになるかと思いますけど、そこで最終報告書の決定と偽証罪の決定をしたいと思います。ということで進めていきますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、議題は証人喚問というふうに書いていますけど、今一緒にお話ししましたんで、それはなしということで御理解をください。それと本日、冒頭でもお話ししましたけど、4人の方から回答が来ています。中身をいうと、信栄ソリューションさんは、見積書の日付は築上町担当者からの指示で、日付を記入しませんでしたということで回答が来ています。ほかにもちょっと回答はありますけど。

秋吉さんからの回答です。クレーンの操作レバーに関しては、令和5年1月中旬頃、実際工事は令和5年の3月に工事をしています。修理ですね、修理をしています。築上町清掃センターからの補佐から依頼があり、手配をしたということになっています。日付は当初からですので分かりませんというのは、これ先日、私と吉元議員で確認したときにも話していました。

秋吉さんが担当者になってから、もう既に日付は入れないということでやってきたということで、秋吉さんの前の担当者から日付を入れない書類を出していましたということでした。それをあえて文書で回答いただいたということです。（「毎回、白紙ってことですか」と呼ぶ者あり）そう、

基本ね。そうです。信栄ソリューションさんは担当者から白紙で出してくれ、秋吉さんのはうはその前から白紙で出すという慣例ですと打ち出していたということになっていますんで、日付を入れないということになっていたということのようです。

内山課長補佐に関しては、「契約書の日付を空欄で提出する業者もいます。その際は職員が日付を記入します」ということで、依頼をしたか依頼をしていないかという話はありませんが、日付が来ていない書類は職員が記入をするというふうになっているようです。先日の時間外に関しては、あれ以上はないということに来ています。操作レバーは工事日と処理の日付が違っているということは認めています。

4番目も日付が異なったということで書いていますんで、質問の趣旨とはちょっと違っているんですけど。（「（聴取不能）聞いてもいいですか、質問してもいいですか。内容、終わってからのほうがいいですか」と呼ぶ者あり）終わってから。

柴田さんの回答です。日付を、業者によっては日付を空欄で提出されることもあるので、その際には職員が記入を行っていますということで、同じように書類は職員のほうで入れていたということは明確になったということだろうと思います。一応、書類は柴田さんが作られたということで、年次計画表に基づきということで書かれています。クレーンの日付が違うことに関しては、自分が担当していないので分かりませんという回答です。

4番目の破袋機の回答に関しては、上司の指示を仰ぎということで書類を作ったということで、結果的に工事と契約日の日付が異なることとなりましたということで回答をいただいているんで、確実に日にちが違うということは認められたということの確認ができたかなというふうに思っています。

以上が、かいつまんで説明しましたけど、またゆっくりと皆さん目を通していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、全体を通じて何かこの回答について御意見があればお願いをいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 分かりやすいというか、内山さんの3番目の内容とかでいくと、補修を優先し事務処理が事後処理となつたため、工事と書類の日付が違っていますという、僕、内容自体が違うと思うんですよ。これ、クレーンレバーって工事したのが3月何日になつてますけど、これ照らし合わせれるのが、太新さんが令和5年の1月中旬頃に文書説明で、1番で答えてるんですけど。

○委員長（武道 修司君） 依頼をしてる。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。依頼をしてるので、これそもそもがどういう扱いをすればいいのかが分からなくて、今質問していいですかというふうに聞いたんですけども、これまともに取り扱える内容じゃ僕はないと思ってるんですよね。文章返答自体が。上塗りの、上塗りの、

上塗りの、上塗りで來てるみたいな、もうどこまでうそを言えばいいのかなというような内容にも見えないこともないので。

だって、そうじゃないですか。信栄ソリューションさんは担当の方にそういうふうにいう指示で、空欄で出してくれっていうような感じで言われてるので、内山さんの見解は、業者がさも空白で出す業者もいますよみたいな感じで、いうふうに取れますよね。

○委員長（武道 修司君） うん。でも逆にこれが指示をして空欄で来る業者もいるというふうにも取れる。

○委員（13番 吉元 健人君） でも、提出する業者もいますっていうので、これ向こうが出しているというふうに思わせる。僕はそういうふうに取ったんで、こっちが依頼せずに、しょうがなくこっちが書いてますよというふうな取り方も取れると思うんですよ。

○委員長（武道 修司君） そう。それが、だけそういう書き方したんでしょう。

○委員（13番 吉元 健人君） うん。だから、これをどういうふうな扱いをすればいいのかが、この時点でいろいろ、全く同じほうに僕は行ってないと思うんです。

○委員長（武道 修司君） そもそも空欄で来た書類を、職員が入れるということ自体がアウトなんですよ。空欄で来たら職員が業者に、これ空欄で来ますよということで言わないといけない。それをしないでいたということは、空欄で出した業者の方が言われる指示を受けて出してたということだろうと思うんです。それはそういうふうに結論づけられると思います。

それが違うと言うんであれば、日付を入れる、本来入れちゃいけないんで。それも見積書とか工事完了の日付とか、そういうものはどちらかというと、業者側が入れるものと職員側が入れるというのは、これはもうある意味、今までちょっと言ってましたけど、有印私文書偽造みたいな話にもなってきますんで、偽造ではないんですけどね、日にちを入れたという話でしょうけど。

○委員（13番 吉元 健人君） ある程度、（聴取不能）断定するということですか。

○委員長（武道 修司君） そうしないと、この文書から言ったら、多分そういうふうになるから。

○委員（13番 吉元 健人君） 例えば、これ柴田と僕会ったこともないんですけど、4番の、ある程度明確に書かれているじゃないですか。でも、こんなことできないですよ。工事している日にちがずっと連日できてるんで、その後、故障箇所が再び見つかったみたいな内容になってますけど、追加工事してないんですよね。だから工事する前からすることが決まっているはずなんですよ。だから金額が大きいから、2つに分割発注して、後で見つかったような内容でしかできないんですよ。どういろいろ考えても。

○委員長（武道 修司君） それは例えばベアリングを用意しておくとかね。そういうのもあるんやろうけど。

○委員（13番 吉元 健人君） ベアリングが壊れたっていうのは、破袋機の中で歯を替えたと

きに壊れたと証言します、皆さん。

○委員長（武道 修司君） いや、そこで分かったって言ったよね。

○委員（13番 吉元 健人君） みんなそう言ってるじゃないですか。でも、分かって注文して、その日のうちに来ないでしよう。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 吉元委員の指摘に全く同感です。この破袋機の交換工事に関しては、作業日報によれば、たしか週末をまたいで4日間程度連續してやってるんで、この柴田さんの回答は、分解しないと分からなかつたって書いてるんだけど、うそですね。もう事前に分かってて、部品は用意してて、分解から修理まで一気にやってますもん。

破袋機を私よく分からないんだけど、多分これ、1台しかないような気がするんで、これ止まってたらごみ処理できないんですよ。一番最初の入り口のところだから。だからこれ、文書回答だから虚偽証言、偽証罪は問えませんけど、要はもうめちゃくちゃな嘘を言ってるんです。しかも、内山さんとほぼ同じようなことを言ってますから、2人で示し合わせてこういうことにしようっていううそを言ってるしか思えないんで、吉元さんが指摘してくれたんで言いやすくなりましたが、内山さんと柴田さんに関しては証人で呼んでこの辺を確かめないことには断定のしようがないでしょう。

それと、私実はこの文書回答が来てから、久しぶりに言います。びっくり仰天しました。もうめちゃくちゃです。皆さんお気づきですか。この回答。破袋機のところもおかしいんだけど、柴田さんと内山さんと秋吉さんの回答で、レバーの、問題は見積り時期です。

例えば、秋吉さんの回答。レバーの見積り提出後の令和5年1月中旬頃に明確に書いてあるんです。これ、起案は令和6年の4月以降ですよ。だから、起案以前に日付の空欄の見積書を出してたってことなんですよ。本来の見積り徴収期間というのは起案して、起案が決裁されてから、この業者に見積りを何月何日までにお願いしますという見積り依頼書を発送して、見積りの期限までが本来の見積り徴収期間のはずなのに、もう既に文書も何もなく、一番最初に見積書だけ取ってるんですよ。

これ、見積書開封を一人でやってたって問題以前の問題です。だから、そもそも開封していないんです。事前に見積書持ってんだから日付のないやつを。それを後から書類を作って、あたかも見積書を、封をされた見積書を開封されたように装っているだけで、見積り開封を一人でやってるとかいう以前の問題なんですよ。だから、下田さんがよそもやってるというのはまさにこのことで、清掃センターでもそもそも一切正式な見積りの手続やってないんです。事前に見積書を取ってるんだから。

それで今、この辺の書類を事務局から借りてきて全部見てるんだけど、別々の会社から出た見

積書の日付の筆跡がほぼ完璧に一致するのもありますし、見積書依頼書と見積りの日付から見ると、事務的に整合性がないのがいっぱいあります。例えば、大阪の会社だったかな、見積り依頼書の決裁を受けてからたった3日後に見積書が届いたことになってて、ファックスじゃないですよ。今郵便めちゃくちゃ遅いのに、出すのも返すのも即達でやってもギリギリ間に合うかどうか。だから、もうめちゃくちゃなんですよ。

だから、これやっぱり証人で呼んで、先に日付の空欄の見積書を取ってから発注してますねっていうのを私は確認すべきだと思います。秋吉さんの証言だと、先に見積書を出してるって明確に書いてるじゃないですか。開封以前の問題ですよ。だから、同じように破袋機の交換も、全然実態と違う。クレーンの操作レバーも改めて起案、この説明を読むと動かなくなつたって書いてますけど、クレーンが動かなくなつたらその間止まりますよ。

だからこれ、しかもこれ中君も一遍証人で呼ぶ必要があるんじゃないかな。現場から証言があったって。これ中君からの報告しかあり得ないんだけど、中君こんな報告してるんですかね。だから、全てのことを詳細に調べるのはもう無理だけど、清掃センターのレバー交換と破袋機の工事に関しては、ここまでやつたらこの2件に関しては徹底的な事実究明をやっぱりして、最終報告書に私は書きたいと思ってるんです。

それと、柴田さんと内山さんは悪いけど呼ばないと。こんな重要な証言してて、しかも第三者の秋吉さんの証言とも一致するもん。秋吉さんは正直に書いてるんですよ。見積書を提出した後に部品の確保をしたと。起案書は4月以降です。4月の何日かに見積書を開封したことになります。ここまで疑惑があつて、休職中だから呼べないという理由はないと思うんです。

○委員長（武道 修司君） 病院の関係とかも手配できるんかね。

○副委員長（宗 裕君） 入院してるんですか。

○委員長（武道 修司君） いやいや。精神的なそういうふうな部分で証人喚問で呼べるというのは、病院の医師のあれがないとできんやろうなと。（「診断書が出とるやろうと思うんですね」「診断書が多分出ているはずなんで、個別に聞くかちいうことか」と呼ぶ者あり）

○委員（13番 吉元 健人君） もう、でも3年ですけど。

○副委員長（宗 裕君） これを基に断定してもいいですよ。

○委員（13番 吉元 健人君） するしかない。

○副委員長（宗 裕君） 断定してもいいですよ。ただ……。

○委員（13番 吉元 健人君） 厳しくなるとは思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ただ、委員には事実認定に慎重の方もいたんで、これでは分からないと言われてしまうと、私はちょっと。大半の委員がこれで断定できるって今日判断してください

るなら呼ぶ必要はないと思いますけど。

午前11時00分休憩

---

午前11時09分再開

○委員長（武道 修司君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

それで、日付の部分で見積書、工事の完了届、そういう部分を全て行政のほうで入れてたということが、確定ができたということは明らかなので、それを最終報告書には書かないといけないかなという。違っているっていうことはないんで、今の話はですね。秋吉さんからも来てるし、職員さんも日付を自分たちに入れてましたということを書いてるんで、もうそれは確定の話なんで、空白の書類に職員が日付を入れてたという部分は確定だらうと思います。それはそう書けるというか、そう書かないといけないと思うんですけど、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、（聴取不能）確定なら。（「もう確定でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） ですよね、池亀委員。もうこれは。

○委員（14番 池亀 豊君） 私、この間、下田証人に質問したように、下田証人も後から日付を入れてたことがありますって証言しているんですよ。だから、私、下田証人もそうやって証言しているという質問しましたよね。だから、その点は認めてるんだから。

○委員長（武道 修司君） ですよね、いいですよね。だから、そういうふうな確定でそこはもう書けるんで、証人喚問でまた呼ぶということは要りますか。

○副委員長（宗 裕君） 今は。

○委員長（武道 修司君） 再開しました。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 日付を、業者が白紙の日付を出してるっていうのも大問題ですけど、私それよりももっと問題なのは、見積り合わせによる適正な業者選定が行われてない点です。日付を入れてないだけならば、それだけの話ですけど、特に全てを我々調査することはできませんでしたけど、14件の先にやってる工事に関して、2者見積りのある件に関しては、1者見積りのやつはもう緊急でそこにやってもらったって言い訳が成り立ちますけど、2者見積りの分は、官製談合の問題があるわけですよ。

○委員長（武道 修司君） そうですね。

○副委員長（宗 裕君） そこも官製談合って断定できるかどうかですよ。断定するには日付が入ってないから官製談合とは言えないでしょう。適正な業者選定、適正な見積り徴収を行っていないというところがポイントだと思っていて、今日のこの文書回答で明らかになったのは、起案の前に多分2者から見積りをもらってるか、少なくとも受注したほうからは確実にもらってい

て、もう1者は、悪いけど見積書くれって言って後からもらってるかの、その2パターンで、2パターンのどっちかはこれだけから断定できないんですよ。

だから、受注していないほうの見積りがどうやって出てきたのかっていうのが一番重要なポイントで、受注じゃないな、実際に作業していないほうの見積書がどうやって出てきたか。だって、そこに正直に工事をやってない前提で、ちゃんと見積書を出してくれって依頼して、そのほうが安い見積書が出てきたら絶対にまずいじゃないですか。だから、あらかじめ工事、これは2つの見積書がいる。だから、もう1者には役場の担当者から、もう1者の見積書を見せて、この金額より高い見積書を出してくれって依頼してた以外はあり得ないと思ってるんですよ。

○委員長（武道 修司君） でしょうね。

○副委員長（宗 裕君） そこまで今出てる材料では断定しますか。

○委員（5番 工藤 久司君） でも、それを証人喚問で呼んでもそうでしたって言わんでしょう。

○副委員長（宗 裕君） だから、そこは見積りが出たあれとか、そこはもう疑惑のまま済ませるってことですか。

○委員（5番 工藤 久司君） だって、疑惑をどう晴らします。

○委員長（武道 修司君） いや、疑惑というか、そもそも工事が終わっている後に2者見積りを出すということ自体が、もう必要性のないことやないですか。終わっている。それはもう確定もなんも、それが官製談合になるかならんかは私たちの判断やなくて、これは最終的には司法の判断になるんだろうと思います。（「基本的に2者見積もり要らないでしょう」と呼ぶ者あり）要らない。（「緊急見積もりに対して」と呼ぶ者あり）ですよね、池亀さん。（「終わってるよ」と呼ぶ者あり）終わっているやつを2者を取るっておかしいですよね。

○委員（14番 池亀 豊君） だから、私の意見は、ずっと言っているように、おかしいことをずっと役場がやってたというのは私も思いますよ。

○委員長（武道 修司君） ですよね。おかしいですよね。

○委員（14番 池亀 豊君） 今回の件に見解を求めろって言われても私は。

○委員長（武道 修司君） いやいや、今この調査をやっているんで、この案件ごとに見解を求めないと。昔のことの私は意見を求めてるんじゃないんですよ。この案件に関してどう思うかということを聞いているんで、ちょっとそこはこの案件で回答をいただかないと。

○委員（14番 池亀 豊君） だから、この案件にもそういうことがあったと。

○委員長（武道 修司君） それはそうですよね。だから2者見積もりをする必要性がないっていう確定でいいじゃないかなと思いますけどね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 確定しているんだと安心しました。ただそうすると、もう一つの問題が出てきますね。緊急ではない工事を、緊急を理由にしていることです。だから書類が後にな

ったのは、緊急って、この回答でも緊急のはずはないのに緊急を理由に書類が後になつたっていまだにうそをついているんですよ、ごまかしているんですよ。

だから、緊急でもない工事を、適正に業者選定できるはずなのに、緊急でもない工事をもうあんたにやらせるって先にやらせとつて、後から2者見積もりを含めた書類を作っているのは、これはもう町民に対する重大な背信行為だと思っていて、これはもう厳しく非難しないと。だから、書類が後になつていて、日付が空欄よりも私はそこが一番まずいと思っていて、本当に書類が後しか作れなかつた緊急であれば、それは許してあげますよ、私も。だからもうあらかじめ業者が決まつてゐるんですよ。

○委員長（武道 修司君） そうだろうと思います。

○副委員長（宗 裕君） そこもそういうふうに。

○委員長（武道 修司君） だけ、それをこの流れが……。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、確認してゐるんです。我々委員会として厳しく断定して最終報告には書くつてことです。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、いいですか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 委員長、先ほど冒頭申されたように、皆さんの意見をもう一回集めて、最終報告書に反映していこうという考えですね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○委員（13番 吉元 健人君） 多分、今みたいな内容を次の集まるときまでに、例えば動画にこういうふうなものがあつてこれ、偽証じやないかとか、そういう明確なものを持ってこいよということですね。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○委員（13番 吉元 健人君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） 特に偽証罪の問題は、そういうふうにしたいという。今、宗委員が言わされたのは、2人、内山さんと柴田さんを証人喚問で呼ぶべきじゃないかということやつたんで、それはもうここまで断定ができるんで呼ばなくともいいんではないかという今話をここではしてたんで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） あえて申し上げます。私がいろいろこだわつてゐたのは、私は結構しつこい男なんで、徹底的に聞いて私は判断したいと思っているんで、証人、本気で呼びたいと思いました。柴田さんと内山さんに関しては。

ただ、皆さんの意見を聞いてると、私はもう時間がないから、こういう事実があるのを我々がどういうふうに判断と、いいとか悪いとか、どれくらい悪いとか、誰にどのくらい責任がある

とか、そこはゆっくり議論しても間に合うと思っているんですけど、事実認定に関してはもうそろそろ急いである程度方針を決めて、皆さんのお見を確認したいと思ったんですよ。

あえて発言して確認すると、私以上に皆さんは腹が決まっているようなんで、むしろ私のほうが証人呼ばないとちょっと判断できないって、後ろ向きのことを言っているわけで。事実認定に関しては私以上に皆さんはっきり発言されているので、であれば私呼ばなくても、その事実認定を元に、それから先は我々で議論して、問題ですから、安心しました。

○委員長（武道 修司君） 先ほど池亀委員からもあったように、もう昔からというか、ほかの人も昔から全体的にやっている流れでやっているんだろうというふうなことで今言わっていましたけど、そこまで私たちも断定はできませんけど、ただ、今この案件案件でいくと、もう日付を入れていたというのは断定できるし、この年次点検で分かっていた工事を後からあたかも緊急で壊れたような処理をしたというのも分かるし、特にまず日付が全然違う日付になっている、特に年度をまたがっているというのが大きな問題かなと思いますけど、そういう部分は確実に確定ができますんで、これが違うという話にはまずならないと思うんで、それはそういうふうな方向で、最終的にはまた来週でも議論ができればなというふうに思っています。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、もう一度、今日、文書回答の中身を見ていただいて、今まで証人喚問等で食い違いがあるとかそういうものも含めて、11日の日にはまたお話をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それともう一点ありました。信栄ソリューションさんから、ちょっと文書を見てください。一番下のところに米印で、回答内容はホームページ等で公表する場合がありますと記載されていますというのは、こちらからの依頼文書でそういうふうに書いていました。公表する場合は事前に弊社へ連絡をお願いいたしますということで、この文面については、次のページの一番下に書いています。内容についてはホームページ等で公表する場合がありますということをしていますんで、この文については信栄ソリューションさんのほうに連絡をして、最終報告書のほうに掲載をしますということで連絡をしたいと思います。この一部だけをホームページに載せるということはしません。あくまでもこの部分をそのままスキャンで取って、最終報告書に添付する、参考資料として添付するということでいきたいと思いますけどよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） 全て、この全部4枚とも全部それでいいきます。4枚かね。内山さんの部分はちょっと分かれて書いているんで、この2枚をつけないといけないかなということで。回答の部分で、これには書いていませんけど、別紙という格好でちょっと入れて、赤か何かで、回答が入っていないんでこちらが追記をするわけにはいかないんで、赤文字で別紙ということで、

こちらで入れて次のページに見えるようにはしたいなというふうに思います。それだと問題ないよね、別紙というのは。（発言する者あり）という形で、信栄ソリューションさんのほうには、こういうふうな依頼が来ていましたんで、事前に連絡ということで事務局のほうから連絡をお願いいたします。いいかね。よろしくお願ひします。

その他、全体を通して何かありますか。いいですかね。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

では、以上をもちまして、第2回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時24分閉会

---